

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正

海上幕僚監部人事教育部人事計画課の所掌事務として、予備自衛官補の制度及び招集手続に関することを追加すること。（第百十三条関係）

第二 自衛隊法施行令の一部改正

教育訓練招集に応じている海上自衛隊の予備自衛官補の犯した犯罪については、海上自衛官である警務官等が司法警察職員として職務を行うものとする。（第百十一条関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

海上自衛隊の予備自衛官補の被服について、海曹長等の例に準じて無料で貸与することができるものとする。（第百七条関係）

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。